

老老発第0320001号
保医発第0320001号
平成15年3月20日

都道府県介護保険主管部（局）
介護保険主管課（部）長 殿
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）長 殿
地方社会保険事務局長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長

厚生労働省保険局医療課長

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

標記については、「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」（平成12年3月31日保険発第55号・老企第56号・老健第80号本職連名通知）により取り扱われているところであるが、今般、「要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部を改正する件」（平成15年厚生労働省告示第90号）及び「要介護被保険者等である患者について医療に要する費用の額を算定できる場合の一部を改正する件」（平成15年厚生労働省告示第91号）が本年3月14日に公布され、4月1日より適用されることとされたことに伴い、同通知を別添のとおり改正し、本年4月1日より適用することとしたので、その取り扱いに遺憾のないよう関係者に対し周知徹底を図りたい。